

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	尾鷲市

作成 令和8年3月4日  
第回変更 令和 年 月 日

# 尾鷲市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	尾鷲市一円

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	2	120	32	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
イノシシ	2	295	84	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
ニホンザル	45	2,350	634	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	17,580	51,660

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	

- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	尾鷲市全域において、以前より農作物被害、林業被害の報告が絶えない。侵入防止柵設置(天満地区)により被害は激減しているが、侵入防止策未整備の農地がある向井地区については早朝や夜間に果樹の樹皮や新芽の食害が後を絶たず、今後も懸念されている。
イノシシ	尾鷲市全域において、農作物の食害や畑を掘り返し荒らす被害の報告が絶えない。侵入防止策設置部分を掘り起し、侵入防止柵の強度を弱める被害が出ている。今後も侵入防止柵未整備エリアである向井地区においては畑を掘り起す被害が懸念されている。
ニホンザル	尾鷲市全域において、以前から農作物の食害や生活被害を受けてきた。侵入防止柵未整備の農地や山裾農地、放任果樹のある居住地域を中心に被害が甚大である。農作物被害は三木里地区・向井地区・天満地区・矢浜地区、生活被害は宮の上地区・曾根地区を中心に被害の報告が絶えない。
ツキノワグマ	農作物への被害については確認されていないが、人の生活圏内も含めて目撃情報が近年増加しており、今後発生が懸念される。

- ※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する



(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	1	60	15
イノシシ	1	150	40
ニホンザル	20	1,000	300

\* 被害の軽減目標は約5割の低減を図る

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	15,822	46,494

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	侵入防止柵未整備の農地に対し、適正に侵入防止柵の設置を行い農作物被害の軽減を図る。
イノシシ	侵入防止柵未整備の農地に対し、適正に侵入防止柵の設置を行い農地を掘り返す被害の軽減を図る。
ニホンザル	放任果樹の整理や侵入防止柵の新設、補強を実施し、農地への侵入や生活圏への接近を防ぐ。有害捕獲事業や大型捕獲檻事業を通じて、農作物被害の軽減と個体数の減少を図る。
ツキノワグマ	捕獲による被害対策ではなく、緩衝帯整備や追い払いにより、人とツキノワグマの生息域を分けることで、被害防止に努める。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置	○	追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	○
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他( )					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	2011年4月1日	1	8	対象鳥獣の捕獲、市内に設置する大型捕獲檻の餌付け等の管理及び処理、鳥獣の追い払い、住民への獣害対策の広報・啓発・助言
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課題	狩猟免許取得者を会計年度任用職員として配置しているが、高齢化により狩猟免許取得者を確保することが困難になりつつある。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	1
捕獲檻(イノシシ)	5	ドロップネット	1	ICT機器(ホカクラウド)	
捕獲檻(兼用)	7	囲いわな(兼用)		ICT機器( )	
捕獲檻(ニホンザル)	8	囲いわな(ニホンザル)		その他( )	
小動物用捕獲檻	17	大型捕獲檻(兼用)		その他( )	
課題	捕獲檻の設置場所管理や毎日の見回りが困難である。現在、大型捕獲檻を用いたサルの餌付けを行っているがエサの確保や見回りが困難である。				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵		天満・向井・三木里地区以外の地域では、経営農家が少なく、それぞれの農地の規模が小規模であるため、費用をかけて十分な侵入防止柵を実施するまでは至らない。個々に独自の侵入防止柵を設置しており、地域全体での取り組みとなっていないことから、十分な効果が発揮できていない。また主に天満地区でイノシシによる侵入防止柵設置部分を掘り起こし、獣害柵の強度を弱める被害が出ている。
金網柵		
電気柵		
複合柵(WM柵+電気柵)	3116	
複合柵(金網柵+電気柵)	3311	
その他(WM柵+ネット柵)	10148	

- ※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重種対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m <sup>2</sup> )	課題
向井・三木里で 6300m <sup>2</sup>	山際の侵入防止柵周辺にも緩衝帯の設置をしたいが、山林所有者からの了承が得られないことから立木を切って緩衝帯を設置することが難しい。

- ※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
常に尾鷲市全域を巡回している獣害パトロール員が、被害の通報を受けたエリアに出動し、追い払い等の対応をしている。通報を受けてから現場に向かうまで時間差があるため、後手の対応になっている。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
放任果樹の除去を現在は積極的にできていない。放任果樹による被害は今後も懸念されるため被害の多い地域の放任果樹を把握し、適切な対処を試みる。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
随時、被害のあったところへ実施隊が出向き、被害の原因を探り指導をしているが、引き続き活動をしていくためには、獣害に携わる深い知識を持った人材育成が必要となる。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
3	要望があるところでは、獣害対策勉強会を実施している。農地の立地的に複数名体制で集落ぐるみの追い払い体制を構築するのが難しい。農業振興振興地域である天満地区、向井地区、三木里地区を中心に要望に応じて行っていきたい。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2	2

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和5年度)	
群名	推定生息頭数
尾鷲A	37
尾鷲B	10~20
尾鷲C	30~50
尾鷲D	20~30
尾鷲E	40~50
尾鷲F	20~30
尾鷲G	30
尾鷲H	20~30
尾鷲I	50~60
尾鷲J	20~30
尾鷲K	20~30

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題
実施隊による被害箇所の重点的な見回りや被害のあった地域での早急な捕獲を実施することで、被害の低減を図っているが、今後は高齢化により狩猟免許取得者の確保が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	5	捕獲機材の導入	○	1	侵入防止柵の設置	○	4
緩衝帯の設置	○	9	追い上げ(追い払い)活動	○	7	放任果樹の除去	○	6
被害防止技術・知識の普及	○	3	集落ぐるみの取組の推進	○	8	ニホンザルの遊動域調査	○	2
その他( )								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制 (令和 7 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	尾鷲市鳥獣被害防止対策協議会が所有している捕獲檻を活用し、被害のあった地域へ早急に対応できる体制を整えており、対象鳥獣の捕獲を実施している。	
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無 ○	補助金を交付し、有害鳥獣の捕獲及び追い上げ等に協力をお願いしているとともに、捕獲圧を高めるため報償金制度を拡大して実施している。
		委託の有無	
その他		委託の有無	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

#### (2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	アナグマ ハクビシン	生活被害や家庭菜園などの被害があった際に檻を仕掛けるなどの対応をする。
9	アナグマ ハクビシン	生活被害や家庭菜園などの被害があった際に檻を仕掛けるなどの対応をする。
10	アナグマ ハクビシン	生活被害や家庭菜園などの被害があった際に檻を仕掛けるなどの対応をする。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日	
特定外来生物防除実施計画	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日	
捕獲促進プラン	<input type="checkbox"/>	令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する



## ②捕獲計画数の設定の考え方

対象鳥獣による生活被害・農作物被害・森林被害が多くみられ、また、市街地まで出没することで、交通事故を起こすなどの危険が発生することもある。このような状況から、未だに野生獣との住み分けができていないとは言い難く、捕獲圧の強化を図る。

対象鳥獣の捕獲計画については、過去の捕獲実績や被害の程度、捕獲従事者数などを勘案して捕獲計画数等を設定する。

過去3か年の捕獲頭数の平均値に2割かけした数値を設定する。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3か年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

## ③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	570	570	570
イノシシ	90	90	90
ニホンザル	80	80	80

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

## ④直近3か年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	400	325	400	354	400	511
	狩猟		71		82		69
イノシシ	有害	150	34	150	31	150	69
	狩猟		8		39		39
ニホンザル	有害	100	53	100	74	100	66
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
合計	有害	650	412	650	459	650	646
	狩猟	—	79	—	121	—	108
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	81.3%		88.5%		127.8%	
	イノシシ	22.7%		20.7%		46.0%	
	ニホンザル	53.0%		74.0%		66.0%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3か年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	三木里地区(ニホンザル)、向井地区(ニホンザル、イノシシ、ニホンザル)、天満地区(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)
捕獲予定時期	1月～5月
捕獲の取組内容	箱罟等を活用し、捕獲を実施する。

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第3項)
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	実施予定なし	要望があれば実施予定	要望があれば実施予定

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

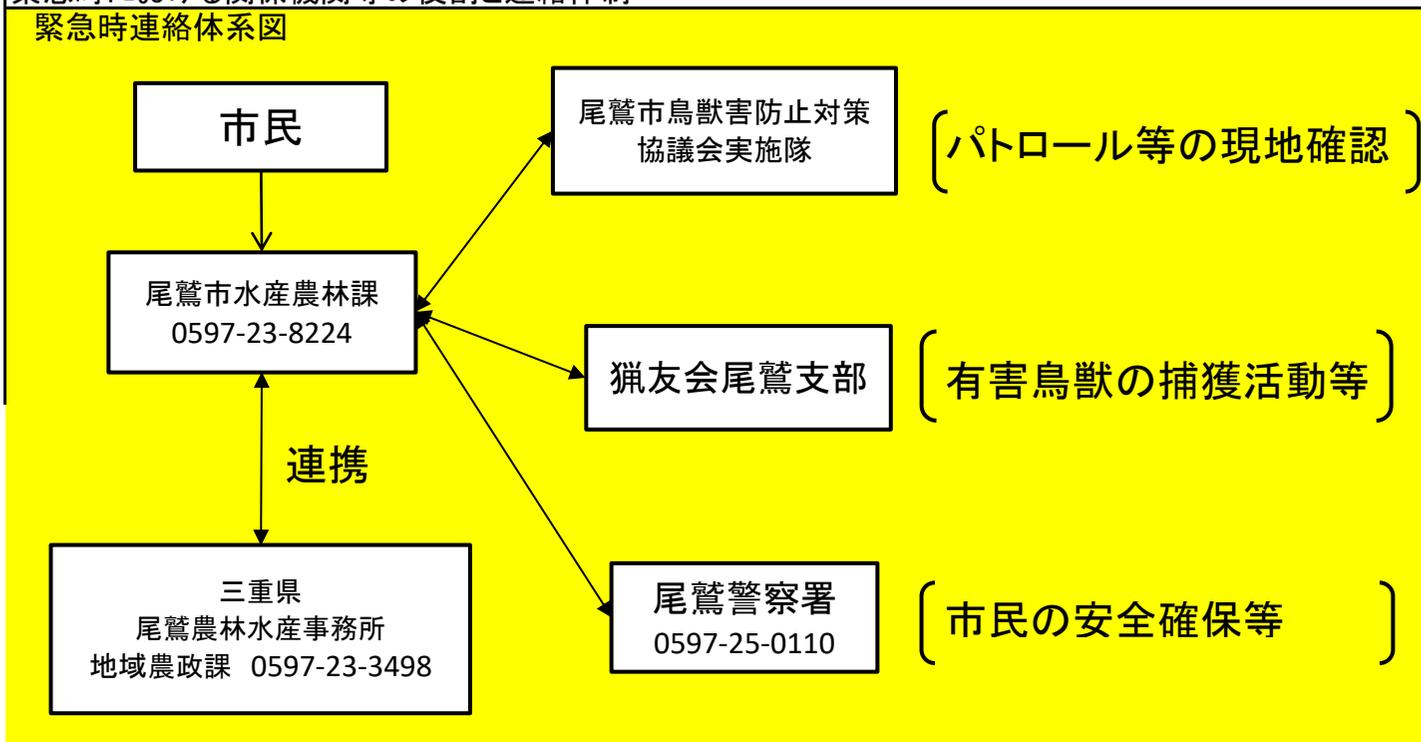
年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ ハクビシン ツキノワグマ	被害の軽減を図るため、猟友会による一斉追い上げ、地域住民への研修などを行い、住民と行政が一体となった防除への対応を推進していく。なお、ツキノワグマについては問題個体に限り捕獲する。
9	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ ハクビシン ツキノワグマ	被害の軽減を図るため、猟友会による一斉追い上げ、地域住民への研修などを行い、住民と行政が一体となった防除への対応を推進していく。なお、ツキノワグマについては問題個体に限り捕獲する。
10	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ ハクビシン ツキノワグマ	被害の軽減を図るため、猟友会による一斉追い上げ、地域住民への研修などを行い、住民と行政が一体となった防除への対応を推進していく。なお、ツキノワグマについては問題個体に限り捕獲する。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	尾鷲市鳥獣被害防止対策協議会	設置年月日	2009/8/18
構成機関の名称	役割		
尾鷲市水産農林課	鳥獣害防止協議会の事務運営、各種機関の連絡調整、被害防止計画との調整を行う。		
三重県猟友会尾鷲支部	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。		
尾鷲市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地域の意見の集約を行う。		
森林組合おわせ	森林における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。		
伊勢農業協同組合	被害軽減のための各種活動、鳥獣被害防止に関する助言を行う。		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県中央・紀州地域農業改良普及センター	事業実施に当たって専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
三重県尾鷲農林水産事務所	事業実施に当たって専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。
尾鷲警察署	銃器取扱いに関する指導を行う。
地方自治会	民家付近での被害状況の把握、各自治会の意見の集約し情報提供を行うとともに、住民への獣害対策知識の啓発活動への協力を行う。

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する

※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	2011年4月1日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	8	2	2	0	2	
民間隊員	0	1	2	0	0	
計	8	3	4	0	2	
うち対象鳥獣捕獲員	0	0	0	0	0	
活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他( )					
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他( )					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大型捕獲檻(地獄檻)事業の餌付けや見回り、駆除等を行いニホンザルの個体数減少に努める。

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他( )				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題					

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市としては捕獲等をした鳥獣の食品としての利活用の推進を図っていることから、申出者があった場合は協力体制をとっていく。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

### (2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

獣害対策地域おこし協力隊と連携し、狩猟の魅力普及や狩猟免許の取得を推進をしていく。

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する